

第 2 2 8 回
福岡県都市計画審議会会議録

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日
セントラルホテルフクオカ

午後 1時57分 開会

(山本都市計画課長補佐) 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。私は、司会進行を務めさせていただきます福岡県都市計画課課長補佐の山本と申します。

開会前に事務局から御案内いたします。現在、23名の委員の皆様が御出席でございます。当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

次に、次第の配付資料一覧でございます資料の御確認をお願いします。本日の資料は全部で11点ございます。まず、本日の第228回福岡県都市計画審議会次第でございます。以下、この次第に配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。

1点目は、第228回福岡県都市計画審議会議案等一覧と書かれたA4判縦長の1枚の資料でございます。

2点目は、第228回福岡県都市計画審議会議案と書かれたA4判縦長の冊子でございます。分厚い冊子でございます。

3点目は、付議案件に係る資料としまして、A3判横長の第228回福岡県都市計画審議会委員用資料でございます。

4点目は、福岡県都市計画の運用方針の改定について（答申案）と書かれたA4判縦長の1枚の資料でございます。

5点目は、福岡県都市計画の運用方針（答申案）と書かれたA4判縦長の分厚い冊子でございます。

6点目は、第3763号議案、福岡県都市計画基本方針及び福岡県都市計画の運用方針の改定についてと書かれたA4判縦長の1枚の資料でございます。

7点目は、諮問事項、福岡県都市計画審議会持続可能な都市づくり専門委員会についてと書かれたA4判縦長の資料でございます。

続きまして、当審議会の参考資料としまして、当審議会委員名簿、当審議会の条例及び配席図の3点でございます。

以上、次第を含めまして、全部で11点でございます。どうぞ御確認ください。配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の議題につきましては、第228回福岡県都市計画審議会議案等一覧に記載のとおりでございます。順に御説明します。

まず、答申事項としまして、福岡県都市計画の運用方針の改定についてでございます。

その次の議案につきましては、全部で18議案ございます。第3769号議案から第3772号議案までの4議案が、県内各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更についての議案でございます。

次に、第3773号議案から第3782号議案までの10議案が、都市計画区域の変更についての議案でございます。

その次の第3783号議案が、都市計画区域の変更に伴い、本県が既に決定している都市計画について名称を変更する議案でございます。

第3784号議案から第3786号議案までの3議案は、同じく、都市計画区域の変更に伴い、宮若市、嘉麻市及び添田町が決定済みの都市計画の名称を変更する議案でございます。これら2市1町においては、都市計画審議会を設置しておりませんので、都市計画法第19条第1項の規定により、県の都市計画審議会に議案が付議されたものでございます。

以上の議案の審議が終わりました後、諮問事項としまして、福岡県都市計画審議会持続可能な都市づくり専門委員会の設置についてお諮りします。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、会長が行うことになっております。

では、武居会長、よろしくお願いいたします。

(武居会長) それでは、定足数に達しておりますので、第228回福岡県都市計画審議会を開催いたします。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手されて、マイクが来た後、マイクを御利用の上、御自分の番号を述べられてから発言されますよう、お願いいたします。

また、本審議会は平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者の皆様におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、これから先につきましては、カメラ撮影等を一切お断りしております。これが守られない場合には、即刻、御退出いただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降、委員4名に交代がありましたので、御紹介いたします。

関係行政機関の職員である2号委員として、九州経済産業局長の高橋直人様。本日は、代理といたしまして松崎様においでいただいております。松崎様、一言、御挨拶をお願い

できますでしょうか。

(高橋委員代理) 高橋が新たに局長になりましたけれども、本日、所用で、代理で産業課長をしております松崎が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

(武居会長) よろしくお願いたします。

続きまして、同じく2号委員として九州運輸局長の佐々木良様。本日は、代理として傳様においでいただいております。傳様、一言、よろしくお願いたします。

(佐々木委員代理) 佐々木局長が本日、業務の関係で、代理として、交通政策部交通企画課課長補佐の傳と申します。どうぞよろしくお願いたします。

(武居会長) よろしくお願いたします。

続きまして、同じく2号委員として福岡県警察本部長の樹下尚様。本日は代理として坂田様においでいただいております。坂田様、一言、御挨拶をお願いたします。

(樹下委員代理) 県警交通規制課長の坂田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(武居会長) よろしくお願いたします。

続きまして、市町村の長の代表である3号委員として、直方市長壬生隆明様。なお、壬生様は、本日は御欠席との連絡を頂いております。

それでは、本日は、1件の答申事項と18件の議案審議、その後に1件の諮問事項ということですので、まずは、昨年2月27日の審議会において知事から諮問を受けました福岡県都市計画の運用方針の改定についての答申案について審議したいと思います。

そこで、まず、当審議会の小委員会として設置しました福岡県都市計画審議会マスタープラン等検討専門委員会の坂井委員長に、本諮問事項の検討経過及び取りまとめいただきました案につきまして御報告を頂きたいと思っておりますので、坂井様、どうぞよろしくお願いたします。

(坂井委員) 8番、九州大学の坂井です。

マスタープラン等検討専門委員会の委員長を拝命いたしまして、6回の専門委員会で検討を行いました結果について御報告させていただきます。

昨年6月に本審議会から答申を得て、県の方で昨年10月に策定されました福岡県都市計画基本方針で示す持続可能な都市づくりを推進していくため、具体の都市計画の運用についての県の基本的な考え方や方針、基準等を示すものとして、本運用方針の答申案を取りまとめさせていただきました。

専門委員会における主な議論、検討のポイントですけれども、都市機能が集積した便利

で魅力ある拠点の形成に加え、拠点と拠点をネットワークさせる軸として、新たに、公共交通軸を都市計画区域マスタープランに位置付けますことから、この公共交通軸沿線における土地利用、これをどのように誘導していくかについて、多く議論・検討を行いました。

検討に当たりましては、車を運転できない高齢者も含めて、誰もが公共交通によって都市機能にアクセスできるようにすること、そのために、拠点に加えて公共交通軸沿線にも都市機能を誘導することによって、拠点の都市機能の補完と公共交通の維持を図ることが重要であるという認識に立ちまして、本運用方針の答申案を取りまとめた次第です。

また、この運用方針の答申案の編集に当たりましては、御利用いただく方にとって都市計画の流れを分かりやすく理解できるように、P D C Aサイクルに沿った構成となっております。

また、公共交通軸の運用も含め、持続可能な都市づくりを検証していくための仕組みといたしまして、4章で、持続可能な都市づくり専門委員会の設置と運用について御提案させていただいております。この専門委員会に関しましては、後ほど本審議会にお諮りさせていただく予定となっております。

以上、簡単ではございますが、私からの報告とさせていただきます。詳細につきましては、幹事の方から御説明をお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。

それでは、幹事をなさっておられます都市計画課長の酒井さん、よろしく申し上げます。

(酒井幹事) 都市計画課長の酒井でございます。よろしく申し上げます。

それでは、福岡県都市計画の運用方針の答申案につきまして御説明いたします。

お手元に3センチメートルほどの緑色の冊子で、表紙に福岡県都市計画の運用方針（答申案）と書かれたものが本編でございます。なお、説明につきましては、お手元の委員用資料、資料1-1、1-2と、前面のスクリーンで行わせていただきます。

ただ今、坂井委員長より御報告いただきました福岡県都市計画の運用方針の答申案につきまして、私の方から少し詳しく説明させていただきます。お手元の委員用資料の資料1-1、1-2で御説明させていただきます。

内容の説明に先立ちまして、答申案の取りまとめの経緯でございますが、平成26年7月に本審議会のもとにマスタープラン等検討専門委員会を設置させていただき、今年2月までの計6回の委員会において運用方針を御検討いただきました。その間、平成27年2月に本審議会に福岡県都市計画の運用方針の改定について諮問させていただきました。

それでは、お手元の委員用資料の資料1-1、1-2を御覧ください。大きく四つの観点でまとめております。一つ目としまして運用方針の改定の趣旨、二つ目としまして運用方針の編集の考え方、三つ目としまして運用方針の構成、四つ目としまして運用方針の主なポイントでございます。

資料1-1の運用方針の改定の趣旨でございます。昨年6月に本審議会から答申を頂き、昨年10月に県議会で議決の上、策定しました福岡県都市計画基本方針において、「拠点と公共交通軸が紡ぎだす豊かで暮らしやすい都市を目指して」を都市づくりの目標と定め、持続可能な都市づくりを推進していくこととしております。この持続可能な都市づくりを実践していくための具体の都市計画の運用に関する県の基本的な考え方を示すものとして、運用方針を改定するものでございます。

運用方針の編集方針としまして、基本方針で目指す都市づくりを実現していくために必要となる新たな都市計画の運用の考え方や基準を示すこととしております。主たる改定事項としまして、拠点と拠点を結ぶ公共交通軸に関する土地利用制度の考え方を示し、大規模集客施設の立地基準に盛り込んでおります。

次に、これまで県で策定していましたが、基本方針の理念を反映させるとともに、最新の都市計画法や国の運用指針を踏まえまして、加除修正を行っております。その上で、これらの考え方や方針、基準等を都市計画のPDCAサイクルに基づいて構成しております。

次に、運用方針の構成について御説明いたします。都市計画のPDCAサイクルに基づいて、4章構成としております。1章は、目指すべき都市構造としまして、拠点と公共交通軸による都市構造の考え方、公共交通軸の設定方針等をまとめております。2章は、施策の運用としまして、大規模集客施設の立地基準など、具体の都市計画制度の運用に係る方針や基準等をまとめております。3章は、技術的評価としまして、2章の施策の運用による効果を評価、検証するための基礎調査等のツールの活用方法についてまとめております。4章は、改定検討としまして、本運用方針の点検や大規模集客施設の立地評価を行う仕組みとして、本審議会のもとに福岡県都市計画審議会専門委員会を設置し、運営していくことを考えております。

各章の主なポイントについて御説明いたします。委員用資料の資料1-2を御覧ください。1章の目指すべき都市構造では、都市機能を拠点や公共交通軸沿線に誘導し、持続可能な都市構造への転換を図る考え方としまして、さまざまな都市機能が集積し、便利で魅

力ある場、歩いて暮らせるにぎわいの場としての拠点の形成を図っていく、また、超高齢社会において、車を運転できない人も含め、公共交通により都市機能にアクセスできるよう、拠点間を結ぶ公共交通軸を設定し、さらに軸沿線にも都市機能を誘導することにより、拠点の都市機能の補完と公共交通の維持を図っていくという考え方を示しております。

また、拠点は、平成20年に都市計画区域マスタープランに広域拠点を38か所、拠点を73か所、計111か所を設定しており、今回は、拠点の変更はございません。なお、公共交通軸には2種類あり、基幹公共交通軸は鉄軌道を、公共交通軸はバス路線をそれぞれベースに選定しております。

こちらは、目指すべき都市構造のイメージです。周囲の薄緑が田園や自然地で、その中に黄色い市街地があり、市街地の中に拠点をピンクの丸で、拠点を結ぶ公共交通軸をオレンジのラインで描いております。

次に、2章の施策の運用について御説明いたします。目指すべき都市構造を実現するために必要な具体の都市計画の運用に関する県の考え方や方針、基準をまとめております。福岡県大規模集客施設の立地基準は、大規模集客施設の適正立地を図るための基準でございますが、今回、新たに、基幹公共交通軸及び公共交通軸沿線における土地利用の方針を追加し、四つの分類によって土地利用を図っていくこととしております。

四つの分類を図で表しますと、このようになります。①から③は、現行の都市計画区域マスタープランに記載している考え方です。①の広域拠点には、多様な都市機能として必要な大規模集客施設を積極的に誘導します。②の拠点には、身近な地域における都市機能として、立地の影響が一つの市町村内にとどまる程度の規模として、延床面積1万㎡以下の商業施設等を誘導します。③の広域拠点・拠点以外の地域では、原則として大規模集客施設の立地を抑制します。今回、赤字部分の④で、基幹公共交通軸や公共交通軸上の駅やバス停から安全かつ快適にアクセスできる大規模集客施設について、立地を許容するという基準を追加します。

具体的には、公共交通軸では、原則として、延べ床面積1万㎡以下の商業施設等の大規模集客施設について立地を許容します。基幹公共交通軸については、大規模集客施設の面積制限はございません。また、立地に際しての安全かつ快適にアクセスできることの評価につきましては、4章の専門委員会で検証を行うことを考えております。

続きまして、3章の技術的評価について御説明いたします。ここでは、2章の施策の運用によってどのような都市づくりが進められているかについて、市町村を含めた都市計画

の動き、民間開発の動き等を把握し、その効果を評価・検証することの必要性を示しております。これらの評価・検証に当たっては、定期的実施される法定の都市計画基礎調査等を用いて分析を行い、それらの結果を踏まえて、PDCAサイクルへフィードバックさせることを検討しております。

続きまして、4章の改定検討について御説明いたします。本運用方針等の点検や、大規模集客施設の立地評価を適切に実施するため、専門的見地からの意見を反映させる仕組みとして、本審議会のもとに福岡県都市計画審議会持続可能な都市づくり専門委員会、仮称でございますが、を設置し、検討を行うことを考えております。なお、この専門委員会の設置につきましては、後ほど、諮問事項としてお諮りさせていただき予定でございます。専門委員会の所掌事項としましては、都市計画の運用方針、都市計画区域マスタープランの見直しに関する事、公共交通軸との接続性の評価を含む大規模集客施設の立地評価に関する事でございます。

今後の予定でございますが、この都市計画の運用方針につきましては、本日、答申を頂けましたら、決裁を経て、速やかに公表する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(武居会長) どうも説明ありがとうございました。では、ただ今の説明を受けまして、御質問や御意見がございましたら、御発言を願いたいと思います。どうぞ、手を挙げて発言をしてください。よろしいですか。何も御質問ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) ぐるっとサイクルになることがうまく説明されていまして、大体の考え方は御理解いただけたのではないかと思いますけれども、御異存がないようでしたら、全会一致で案のとおりにお答申することによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございました。それでは、そのようにお答申することにいたします。

では、続きまして、議案番号3769号から3786号までの議案一式につきましては、関連性がありますので、事務局から一括してお諮りするように進めさせていただきたいと思っております。それでは、幹事、よろしく願いいたします。

(酒井幹事) お手元の議案第3769号から3786号までの18議案につきまして、一括して御説明させていただきます。議案の説明につきましては、お手元の委員用資料の資料2及び前面スクリーンで御説明させていただきます。

それでは、議案第3769号から第3772号、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、議案第3773号から第3782号、都市計画区域の変更について、議案第3783号から3786号、都市計画の名称の変更についての計18議案につきまして、御説明させていただきます。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランと申しますが、都市計画法第6条の2に基づく都市計画の一つでございます。県が中長期的視点から都市の将来像を明確にするとともに、都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めるもので、おおむね20年後の都市の姿を展望するもので、おおむね5年ごとにその内容を見直しております。定める主な事項としましては、都市計画の目標、区域区分の決定の有無の方針、土地利用・都市施設・市街地開発事業の都市計画の決定方針でございます。

変更の主な内容でございますが、一つ目としまして、これまで60の市町村に対し55の都市計画区域があり、その区域ごとに都市計画区域マスタープランを策定していたものを、今回、四つの広域都市圏ごとに策定いたします。

二つ目としまして、県と市町村の都市計画における役割を明確にした上で、それぞれの分担に応じ、県は広域的観点からの都市づくりに関する方針や県決定に係る都市計画についてのみ記載することといたしました。

三つ目としまして、これまでの都市計画区域マスタープランにおいて位置付けておりました拠点に加え、今回、公共交通軸も位置付けることといたしました。

一つ目の広域都市圏ごとのマスタープランの策定についてでございますが、現在の都市においては、交通基盤やモータリゼーションの進展により、通勤・通学、買い物等の日常生活行動が市町村境を越えて広がっていること、また、人口減少が進む小都市においては、都市機能の相互補完など市町村連携がより重要になってきております。そこで、県では、平成27年10月に策定しました新たな福岡県都市計画基本方針において、都市圏ごとの都市計画区域マスタープランの決定と広域的な枠組みによる都市づくりを推進することとしたことから、今回、その実践として、福岡、北九州、筑後、筑豊の四つの都市圏ごとに都市計画区域マスタープランを策定し、広域的な枠組みによる都市づくりに取り組みます。

二つ目が、県と市町村のマスタープランの役割分担についてでございますが、これまでの県の都市計画区域マスタープランは、都市計画区域が細分化されていたため、市町村が策定する都市計画のマスタープランの記載内容と重複するなど、互いの役割が分かりにくい状況にありました。そこで、今回、後ほど御説明いたします都市計画区域の再編と併せ、

55の都市計画区域マスタープランを四つの広域都市圏単位でのマスタープランとして策定することとし、広域的視点からの都市計画の基本的な方針を示すとともに、県が決定する都市計画についてのみを記載することを考えております。一方、市町村のマスタープランは、地域に密着した視点から、市町村の都市計画について詳細な方針を記載することとなります。

次に、公共交通軸についてでございますが、拠点と公共交通軸による持続可能な都市づくりを推進していくため、現行の都市計画区域マスタープランで設定している広域拠点、拠点に加えて、今回、新たに基幹公共交通軸・公共交通軸を位置付け、公共交通軸沿線にも都市機能を誘導することで、拠点の都市機能の補完と公共交通の維持を図ることとしております。なお、公共交通軸の選定及び沿線の土地利用に関する具体の運用は、先ほどの運用方針の答申案で御説明しました内容となります。

こちらは、福岡都市圏を例としまして、具体の公共交通軸を示している図でございます。緑色の線が基幹公共交通軸で、青色の線が公共交通軸でございます。

都市計画区域マスタープランの手續の状況について御説明いたします。平成28年3月4日から18日までの2週間、原案の閲覧を行いました。閲覧者は1名でしたが、口述申し出がなかったため、公聴会は中止としております。

次に、平成28年7月15日から7月29日までの2週間、法定縦覧を行いました。縦覧者は0名で、意見の提出はございませんでした。

次に、関係市町へ意見照会を行っております。市町からの意見でございますが、委員用資料の資料5を御覧ください。意見照会を行いましたところ、語句等の修正意見がございました。こちらにつきましては、修正いたしております。

なお、今回の案に対する意見ではございませんが、今後、拠点や公共交通軸について追加・見直しを検討してほしいといった参考意見も頂いております。これらにつきましては、各市町が策定する計画における具体的な位置付けを確認し、各市町と協議、検討を行っていくことを考えております。

今後の予定でございますが、都市計画区域マスタープランにつきましては、本審議会の御了承を頂けましたら、大臣協議を経て、1月下旬の決定・告示を予定しております。

続きまして、議案第3773号から第3782号、都市計画区域の変更について御説明させていただきます。委員用資料の資料2の左下を御覧ください。

先ほど御説明しました都市計画区域マスタープランの変更に合わせて、現在の55の

都市計画区域を13の都市計画区域に再編するものでございます。変更の考え方としましては、広域都市圏単位で市街化区域・市街化調整区域の線引きの有無により都市計画区域を再編します。

なお、今回の変更によって、現在の都市計画による規制や権限、市町村の都市計画の手続や開発許可の手続が変わるものではありません。

委員用資料の資料3を御覧ください。都市計画区域の新旧表でございます。左側が旧の都市計画区域、矢印の右側が新しい広域都市圏と都市計画区域となっております。なお、13区域のうち、津屋崎・二丈・大牟田の三つの都市計画区域については、今回、区域の変更が発生いたしません。よって、議案としましては10の都市計画区域が対象となります。

都市計画区域の変更手続について御説明いたします。原案につきまして市町へ意見照会を行いまして、本日審議会へお諮りしております。なお、市町からの意見につきましては、先ほどの資料5でお示ししましたとおり、意見はございませんでした。今後の予定でございますが、都市計画区域の再編につきましては、本日、審議会の御了承を頂けましたら、大臣協議を経て、都市計画区域マスタープランと同時に、1月下旬の決定・告示を予定しております。

議案第3783号から第3786号、都市計画の名称の変更について御説明させていただきます。

なお、本日は県決定分のほか、三つの市町決定分につきましても、併せてお諮りさせていただきます。市町村決定に係る都市計画は、各市町で手続を行うこととなりますが、議案の3市町である宮若市・嘉麻市・添田町につきましては、市町の都市計画審議会を設置しておりませんので、県の審議会に付議することとなっているものでございます。3市町決定分につきましても、同じく、先ほどの都市計画区域の変更に伴うものであるため、県決定分と併せまして御説明いたします。

それでは、委員用資料の資料4を御覧ください。都市計画区域の名称を変更することから、これまで旧都市計画区域名で決定していた個別の都市計画の名称を新しい都市計画区域の名称で変更を行う必要があるものです。今回の都市計画の名称の変更に際しましては、県全体の統一したルールを作りまして、新しい都市計画区域の中で、番号等の重複が起こらないようにいたしました。

変更例といたしまして、筑後都市計画区域の例をお示しします。

筑後都市計画区域が筑後中央広域都市計画区域となることから、個別の都市計画の名称も変わります。例えば、道路は、都市計画名称の頭の部分が新しい区域名となり、その後

の番号の中に旧都市計画区域ごとに割り振った番号を追加することとしております。3市町決定分につきましても、同様のルールに基づいて変更するものでございます。

次に、都市計画の名称の変更の手続について御説明いたします。県決定分につきましては、市町へ意見照会を行いまして、本日、お諮りさせていただいているものです。

なお、市町からの意見につきましては、先ほどの資料5のとおり、意見はございませんでした。また、3市町決定分につきましても、本日の審議会で御了承を頂けました後は、県の告示とあわせまして、それぞれの市町で決定告示を行う予定でございます。

以上、議案第3769号から議案第3786号につきまして、一括にて御説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いたします。

(武居会長) 説明ありがとうございました。では、ただ今の説明につきまして、委員の方々から御質問や御意見がございましたら、お願いたします。ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御異議がないようでしたら、全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。ありがとうございます。

議案につきましては以上でございますが、ここで、本日の諮問事項といたしまして、先ほどの運用方針の中で示されておりました専門委員会の設置につきまして、知事から諮問がありますので、酒井幹事に諮問書を読み上げていただきます。

よろしくお願いたします。

(酒井幹事) では、諮問書を読み上げさせていただきます。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

福岡県都市計画審議会持続可能な都市づくり専門委員会の設置について。平成28年11月29日、福岡県知事小川洋。

福岡県都市計画基本方針（平成27年10月）及び都市計画法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、都市計画区域マスタープランという。）で示す都市づくりを推進するに当たり、本県の都市の動向を把握するとともに、都市計画に係る各種施策の運用や技術的評価を踏まえ、都市計画の運用方針等の適切な見直しを行うた

め、福岡県都市計画審議会持続可能な都市づくり専門委員会を設置する。

以上が諮問内容でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の諮問につきまして、御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御異議がないようでしたら、全会一致でそのように答申をすることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのように答申いたします。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了いたしました。それでは、ここで幹事であります福岡県建築都市部後藤技監から一言、挨拶をとの申し出がありますので、後藤技監お願いいたします。よろしくどうぞ。

(後藤幹事) 建築都市部技監の後藤でございます。

審議会委員の皆様方には、本県都市計画行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、ありがとうございます。本日は、都市計画区域マスタープラン及び関連します都市計画区域の再編、そして、都市計画の名称の変更に係る御審議と、福岡県都市計画の運用方針の改定、及び持続可能な都市づくりの専門委員会の設置について答申を頂きました。誠にありがとうございました。

また、専門委員会の皆様におかれましても、運用方針の答申案の取りまとめに際しまして、活発な御議論と意見を賜り、誠にありがとうございます。改めて、御礼申し上げます。

本日、答申頂きました運用方針につきまして、本答申を最大限に尊重させていただき、今後、県におきまして所定の手続を経て、できるだけ早い時期に改定してまいりたいと考えております。

また、持続可能な都市づくりの専門委員会につきましては、今後とも、本審議会のお力添えを頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

(武居会長) どうもありがとうございました。

本日は、円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。坂井委員長をはじめ、専門委員会の委員の方々には、運用方針の答申案を取りまとめていただきまして、ありがとうございました。御苦労さまでした。

本日の審議は以上ですが、ここで、運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、4番の原田委員と8番の坂井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会ですけれども、後日、事務局の方から連絡させていただきますので、委員の皆様におかれましては、次回につきましても、是非、御出席いただきますよう、お願いいたします。なお、次回は年明け1月か2月頃だと聞いております。

これから師走を迎えまして寒くなりますので、どうぞ皆様、御自愛くださいますようお願いいたします。

それでは、散会させていただきます。ありがとうございました。

午後 2時36分 閉会

以上のとおり、第228回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員